

第五回國會 衆議院 労働委員会 議 録 第十一号

昭和二十四年四月三十日(土曜日)
午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君
理事 角田 幸吉君 理事 福永 健司君
理事 三浦實之助君 理事 吉武 惠市君
理事 前田 種男君 理事 川崎 秀二君
理事 春日 正一君 理事 島田 末信君
大橋 武夫君 小淵 光平君
篠田 弘作君 船越 弘君
松野 頼三君 青野 武一君
大矢 省三君 小川 半次君
土橋 一吉君

出席政府委員

労働政務次官 山崎 岩男君
委員外の出席者 濱口金一郎君

専門員

四月二十八日
委員木下榮君及び柳原三郎君辭任につき、その補欠として石田一松君及び小川半次君が議長の指名で委員に選任された。

四月三十日

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案(内閣提出第一五六号)の審査を委員会に付託された。

同日二十八日

田島町に労働基準監督署設置の請願(菅家嘉六君紹介)(第六一九号)挂肺問題に関する請願(春日正一君外二名紹介)(第六六三号)

本日の會議に付した事件
連合審査會開會に関する件
失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案(内閣提出第一五六号)

○倉石委員長 ただいまより會議を開きます。

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案を議題といたします。まず政府側より提案理由の説明を求めます。山崎政務次官。

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案

(職員の団体の経過措置)
第一條 公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)(以下「法」という。)施行の際法第二條第二項の職員(以下「職員」という。)となるべき者を主たる構成員とする団体であつて現に存し、且つ、労働組合法(昭和二十年法律第五十一号)第二條に規定する要件を備えるものは、法施行の際法の適用を受ける労働組合(以下「組合」という。)となり、引き続き存続するものとする。

2 前項の規定により法人として存続する団体及び同項の規定に該当しない団体であつて法人であつたものの登記その他必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の団体の構成員であつて法施行の際職員とならない者は、法施行の際その団体を脱退したものとす

る。

4 第一項の規定によつて組合となつたものの代表者は、昭和二十四年六

月三十日までに労働大臣に対しその規約並びに役員住所及び氏名を届け出なければならぬ。

第二條 前條第一項の規定によつて組合となつたものについては、昭和二十四年六月三十日までは、その規約が法第六條に規定する要件を備えない場合であつても、法に定める権利を受け、手続に參與することができ

る。

(単位及び交渉委員に関する経過措置)
第三條 法第十條第二項の適用については、「二月三十一日」とあるのを昭和二十四年においては「六月二十日」とする。

2 法第十一條第一項及び法第十三條の規定の適用については、「二月二十五日」とあるのを昭和二十四年においては「七月十日」とする。

3 法施行後最初の交渉委員の任期は、法第十四條第二項の規定にかかわらず、法第十一條第一項の届出若しくは法第十三條の通知のあつた日又は法第十一條第一項の規定に基いて労働大臣の行う措置により交渉委員が選出された日から昭和二十五年三月三十一日までとする。

(調停委員会に関する経過措置)
第四條 法第二十一條第二項第五号の規定の適用については、「三月二十五日」とあるのを昭和二十四年においては、中央に置かれる國有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会に關しては「七月三十日」とし、地方に置かれる國有鉄道調停委員会及び専賣

公社調停委員会に關しては「政令の定める日」とする。

2 法施行後最初に委嘱される國有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会の委員の任期は、法第二十一條第三項の規定にかかわらず、委嘱の日から昭和二十五年三月三十一日までとする。

3 地方に置かれる調停委員会が設置されるまでは、法第二十條第四項の規定にかかわらず、日本國有鉄道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は中央に置かれる専賣公社調停委員会がつかさどる。

(団体交渉の経過措置)
第五條 法施行後最初の交渉委員が決定するまでは、公共企業体とその組合は、法第九條第一項の規定にかかわらず、交渉委員でない者により団体交渉を行うことができる。

(調停委員会の委員及び公共企業体仲裁委員会の委員についての國家公務員法の適用)
第六條 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定は、第九十九條並びに第九條及び同條に係る罰則の規定を除く外、國有鉄道調停委員会の委員、専賣公社調停委員会の委員及び公共企業体仲裁委員会の委員には適用しない。

(労働大臣の権限の委任)
第七條 労働大臣は、法の規定によりその権限に属する事務(調停及び仲

裁に係るものを除く。)であつて一都道府縣に係るものの一部を当該都道府縣知事に行わせることができる。

(手当及び費用弁償)
第八條 公共企業体仲裁委員会の委員は、政令の定める手当を受けるものとする。

2 公共企業体仲裁委員会の委員及び公共企業体仲裁委員会の行う事務のため出頭を求められた当事者以外の者は、政令の定めるところにより費用の弁償を受ける。

附則
この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

○山崎(岩)政府委員 ただいま議題になりました公共企業体労働関係法の施行に関する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

公共企業体労働関係法は、先般成立いたしました施行期日を変更いたしました法律により、本年六月一日から施行されることになっておりますので、こ

れに伴ひまして、本年度におきましては、公共企業体労働関係法の施行につきまして、経過措置を要することと申すまでもないのでござい

ますが、日本國有鉄道法及び日本専賣公社法の施行に関する法律案及び國家公務員法の施行に関する人事院規則等との関係がございまして、今日まで経過措置に関する法律案を検討いたしておりましたが、その調整をいたしましたので、ここにこの法律案を提出いたした次第でございます。

この法律案は、ただいま申し上げましたように、そのほとんどが、本年度におきまして、公共企業体労働関係法を施行して参ります上に、必要な経過措置でございまして、第一條及び第二條は、現在國家公務員であつて、六月一日から公共企業体の職員となり、者が組織いたしております團體が、引き続き存続いたしますのに必要な経過規定でございします。

第三條から第五條までの規定は、公共企業体労働関係法中の期日の読みかえと、団体交渉の経過措置に関するものでございします。

第六條は、公共企業体仲裁委員会と各調停委員会の委員に対する國家公務員法の適用に関する規定でございします。これは各委員の選考の特殊なる方法と、その職務の特殊性によりまして、秘密保持の義務と、信用失墜に関する規定を適用するにとどめたのでございします。

第七條は、労働大臣の権限の一部を、都道府縣知事に委任することのできる旨を定め、第八條は、公共企業体仲裁委員会の委員の手当及び公共企業体仲裁委員会の事務の必要上、出頭を求められた者に関する費用の弁償について規定いたしております。

以上御説明申し上げましたように、この法律案は、経過措置を主といたします技術的なものでございします。御審議の上、すみやかに成立いたしますよう、お願い申し上げます。

○倉石委員長 次に失業保険法の一部を改正する法律案の、質疑を打切ることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○倉石委員長 御異議がなければ、失業保険法の一部を改正する法律案の質疑を打切ります。

○倉石委員長 次に商工委員会に鉱山保安法案が付託されておりますが、該法案は、本労働委員会にも重大なる関連性があると思われましますので、本委員会といたしまして、商工委員会に対し連合審査会開会を要求いたしたいと考えます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○倉石委員長 御異議がなければ、委員長においてさようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。次会は来る五月四日午前七時より開会いたします。

午前十一時二十八分散会